地域医療介護総合確保基金について(平成27年度計画案)

趣旨

※26年度以降、毎年計画を策定

国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題であることから、消費税増収分を財源として、新たな財政支援制度が平成26年度に創設された。この制度を活用し、各都道府県は基金を造成し、都道府県が策定した計画に基づき事業を実施する。

基金の根拠法:「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」

計画案概要

1 計画の期間

平成27年度から29年度まで

2 計画の目標等

今後、医療を必要とする高齢者の大幅な増加が見込まれる中、高齢者をはじめとして、すべての県民が、地域において「安心で質の高い医療・介護サービスが受けられ、最期まで自分らしく生きられる千葉県を目指して」、施策を推進する。

(医療分野の施策の柱)

(介護分野の施策の柱)

- ①地域包括ケアの推進
- ①介護施設等の整備促進
- ②医療機関の役割分担の促進 ②介護従事者の確保・定
- ③医療従事者の確保・定着 着
- ④地域医療の格差解消

3 基金の規模

◆総額66.9億円を国に要望

- *医療分野:医師・看護師確保や回復期病床等への転換 等に対応44.6億円
- *介護分野:施設整備や人材確保等に対応22.3億円

基金制度(平成27年度)

- ◆全国で1,628億円(医療分野904億円、介護分野724億円) 介護分野の事業は27年度から対象となった。
- ◆負担割合:国が3分の2 都道府県が3分の1
- ◆配分方法:各都道府県から提出される計画案を踏まえ、都道府県人口等の基礎的要因や、都道府県計画の評価等の政策的要因を勘案して、予算の範囲内で行う。

